

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)	
建設工事の種類 (建設業法別表) 品目と6年制定 屋根工事	建設工事の内容 (告示)
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属管等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、空気調和設備工事、空氣淨化装置工事、衛生設備工事、淨化槽工事、給湯器設置工事、厨戸設置工事、衛生設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車電線工事、信号設備工事、ネオジン装置工事等を設置する工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をぶく工事
建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
屋根ふき工事	● 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をぶく材料の別を示したもののにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。
屋根一体型の太陽光パネル設置工事	● したがって板金屋根工事も板金工事ではなく「屋根工事」に該当する。
屋根一体型の太陽光パネル設置工事に該当する場合は、屋根等の止水処理を行つ工事が含まれる。	● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当する。太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行つ工事が含まれる。
機械器具設置工事	● 「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
機械器具設置工事に該当する場合は、屋根ふき工事	● 「電気工事」に該当する。太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行つ工事が含まれる。
機械器具設置工事	● 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについて原則として「電気工事」等それとの専門の工事の方に区分するものとし、これいすれにも該当しない機械器具類あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
空気調和設備工事	● 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などプロセス工事に該当する。
上下水道工事	● 「上下水道工事」における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方では、規範の大小を問わず公団体が設置するもので下水道により収集された污水を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公団体が設置するもので下水道により汲取方式により収集された屎を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。公団体が設置する工事が「清掃施設工事」に該当する場合、公団体が設置する工事が「上下水道施設工事」に該当する。
上下水道工事	● 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについて原則として「電気工事」等それとの専門の工事の方に区分するものとし、これいすれにも該当しない機械器具類あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
建築工事	● 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「機械器具設置工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具の設置工事は「管工事」に該当する。
上下水道工事	● 上下水道の配管工事及び上下水道施設工事が「管工事」に該当する。
上下水道工事	● 上下水道の配管工事及び上下水道等の配水管小管を設置する工事は「上下水道工事」であり、家屋その他の他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水管小管を設置する工事が「上下水道工事」である。なお、農業用排水道、かんがい用配水管等の建設工事を築造、設置する工事が「上下水道工事」である。
上下水道工事	● 設工事は「上下水道工事」に該当する。
上下水道工事	● 公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、「土木工事」に該当する。
止水施設工事	● 例えば排水処理設備であれば「管工事」・集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
タイル・れんが・コンクリートブロック等による工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又ははり付ける工事	● 「タイル張り工事」とは、ストレートを外壁等にはる工事を内容としており、ストレートにより屋根をふく以下のとおりである。根固めブロック・滑波ブロックの据付けを行つ工事、レキヤストコンクリートペネル及びオートクレイフ養生をした軽量気コンクリートブロックには、「コンクリート工事」に該当する。
タイル・れんが・コンクリート・コンクリート工事	● 「コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・コンクリート工事」における「コンクリートブロック積み張り工事」間の区分の考え方は「コンクリートブロック」には、「コンクリート工事」に該当する。
タイル・れんが・コンクリート・コンクリート工事	● 「コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」、レキヤストコンクリートペネル及びオートクレイフ養生をした軽量気コンクリートブロックの据付けを行つ工事、滑波ブロックの据付けを行つ工事、レキヤストコンクリートペネル及びオートクレイフ養生をした軽量気コンクリートブロックの据付けを行つ工事、レキヤストコンクリートペネル及びオートクレイフ養生をした軽量気コンクリートブロックの据付けを行つ工事、滑波ブロックの据付けを行つ工事、梁等の部材の設置工事等が「コンクリート工事」である。建築物の外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」である。
タイル・れんが・コンクリート・コンクリート工事	● 「タイル・れんが・コンクリート工事」における「コンクリートブロック積み張り工事」としてこれらを行つ場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示	
		建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を建築する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の開閉装置工事	●「とび・土工・コンクリート工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨組立て工事」と「鋼構造物工事」に区分の考え方とは、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」と区別する。鉄骨工事では、加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」である。「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の外壁に固定された鉄骨を設置する工事は「消防施設工事」に該当する。 ●「とび・土工・コンクリート工事」又は「鋼構造物工事」に該当する「建築一式工事」における「屋外広告物設置工事」と「屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	●「鉄筋工事」は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはカスケード接手、溶接接手、機械式接手等がある。 ●「舗装工事」と併せて施工されることが多いガーデンレール設置工事については、工事の種類としては「舗装工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。 ●「人工芝張付け工事」については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にばり付けるものは「舗装工事」に該当する。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をばり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラーフィニッシュ板張付け工事等である。 ●「瓦」「スレート」及び「金属屋根板」については、屋根をふくべ材料の別を示したせんすじます。また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことからこれらを包括して「屋根ふき工事」とする。 したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。
しゆんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゆんせつする工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	●「下地調整工事及びプラスト工事」については、通常、塗装工事をを行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●「防水工事」に含まれるものはないが「とび・土工・コンクリート工事」ではなく「防水工事」に該当する。 ●木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取り付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいふ。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事とは含まれない。 ●「たたみ工事」とは、保付、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	●「機械器具設置工事」にはなくすべての機械器具類の設置については「電気通信工事」等と重複するものもあるが、これに限らずそれぞれの専門の工事が含まれない。 ●「消防施設工事」等と重複するものとし、これらに限らずそれぞれの専門の工事が「機械器具設置工事」に該当する。
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	●「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ●「給排水機器設置工事」にはトンネル、地下道等の給排水気用に設置される機械器具設置工事ではなく「管工事」に該当する。 ●「建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事」は「電気通信工事」等と重複するものとし、これらに限らずそれぞれの専門の工事が「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シート防水工事、注入防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シート防水工事、注入防水工事	●「清掃施設工事」ではなく「管工事」、『清掃設備工事』に該当する。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	●「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、油圧機器設置工事、舞台装置設置工事、ダム、ダム用仮設設備工事、立體駐車設備工事、サイロ設置工事、サイロ設置工事	●「給排水機器設置工事」にはトンネル、地下道等の給排水気用に設置される機械器具設置工事ではなく「管工事」に該当する。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷水冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、フレンチ吹付け断熱工事	●「電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信工事」に該当する。なお、保守・修理をいふ。に開する役務の提供等は、「電気通信工事」に実施する点検、整備及び修理をいふ。に該当する。
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報収集・処理設備工事、データ通信設備工事、情報送受信設備工事、TV電波障害防除設備工事	●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置については「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等と重複するものもあるが、これらに限らずそれぞれの専門の工事が「機械器具設置工事」の種類については「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等と重複するものとし、これらに限らずそれぞれの専門の工事が「機械器具設置工事」の種類については「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」等と重複するものとし、これらに限らずそれぞれの専門の工事が「機械器具設置工事」に該当する。	

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定		建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事	整地、樹木の植栽、景石の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の施設を造成し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植栽工事、地被工事、景石工事、地中工事、園路工事、水景工事、屋上等綠化工事、公園設備工事を後元する工事	さく井工事、さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	● 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ● 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、遊道等を建設する工事である。 ● 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ● 「屋上等綠化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ● 「緑地章成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を行なう工事である。
さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、揚水工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水工事、木製建具取付け工事、金属製カーテン取付け工事、木製建具取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、揚水工事、木製建具取付け工事、金属製カーテン取付け工事、木製建具取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	● 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事及び下水処理場設備工事」間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場設備工事が「土木一式工事」であり、家屋等の他の下水道の敷地内等の配管工事及び下水処理場設備工事が「管工事」である。なお、農業用下水道、がんがい用配水管等の建設工事が「管工事」である。「管工事」に該当する工事が「下水道施設工事」ではなく「土木一式工事」である。「管工事」、「下水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方には、「管工事」ではなく「土木一式工事」である。「管工事」、「下水道施設工事(合併処理槽)」、「水道施設工事」間に該当する。建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」である。「管工事」、「下水道施設工事(合併処理槽)」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方には、「管工事」、「下水道施設工事(合併処理槽)」、「水道施設工事」間に該当する。
建工具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	● 「金属製避難階段等はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであって、ビルの外壁に固定された「鋼構造物」、「機械器具設置工事」、「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を建築する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	水道施設工事	● 「金属製避難階段等はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであって、ビルの外壁に固定された「鋼構造物」、「機械器具設置工事」、「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ● 「機械器具設置工事」については「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「電気工事等それぞの専門の工事の工事の方に区分するものもあるが、これらについて原則として「電気工事」、「電気通信工事」、「電気工事等それぞの専門の工事」に該当し、公共団体が設置するものとし、これらに該当しない機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
消防施設工事	火災警報設置工事、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難階段等はしご	消防施設工事	● 「機械器具設置工事」については「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「電気工事等それぞの専門の工事」に該当し、公共団体が設置するものとし、これらに該当しない機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
清掃施設工事	ごみ処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	清掃施設工事	● 公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防廃設備であれば「機械器具設置工事」
工作物解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	● 公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防廃設備であれば「機械器具設置工事」 ● 施設設備等に区分すべきものである。しかし、このようにして「清掃施設工事」間に該当する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
解体工事		解体工事	● 「機械器具設置工事」に該当する施設の建設工事が「管工事」、「下水道施設工事」間に該当する。この区分の考え方には、規模の大小を問わず化槽(合併処理槽)を含む。)により屎尿を処理する施設の建設工事が「管工事」、「下水道施設工事」間に該当する。公団体が設置するものとし、これらに該当しない機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。